身体拘束廃止に関する指針

小規模多機能型居宅介護　春の歌

〈身体拘束に関する理念〉

・私たちは、お互いにひとりの人間であることを認め合い、自由な、その人らしい暮らしの

実現を支援します

〈身体拘束とは〉

・身体拘束とは、身体の自由や行動の自由を制限するようなことを総称する言葉である

〈身体拘束禁止に関する方針〉

・私たちは、お互いにひとりの人間として関わり、緊急やむを得ない場合を除いて、下記の

行為は決して行いません

1. 物理的抑制を行いません
	* 体をひも等で縛る
	* 抑制服やミトン等により、行動を制限する
	* ベッドを４本柵で囲む
	* 車椅子や椅子に固定する
	* 居室等に施錠する
2. 言葉による抑制を行いません

・「あれはダメ、これはダメ」と言う言葉を使い行動を制限する

・言葉により意欲をそいだり、傷つける

1. 薬による抑制を行いません

・向精神薬や睡眠剤を過剰に投与し、行動を制限する

1. 規則による抑制を行いません

・集団の中で画一的な行動をとることを強制する

・スタッフ側の都合により生活のペースを決める

・本人の意思、要望を無視する

1. 「できない」という思い込みによる抑制を行いません

・十分なアセスメントをせず、「出来ない」と決め付け、その人の「出来ること」を

封じ込めてしまう

〈介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定〉

「サービスの提供にあたっては、当該利用者又は物の利用者等の生命又は身体を保護する　ため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」と規定されている

〈身体拘束の原則禁止〉

　介護保険指定基準の身体拘束禁止規定により当事業所は原則として身体拘束を行わない

〈身体拘束廃止に取り組む姿勢〉

　身体拘束廃止に関する取組みは、管理者を中心として、全スタッフ・多職種連携で取り組み

　多職種の視点から利用者のアセスメントに取り組み、利用者自身および、その言動の背景を

　理解して、その人らしい暮らしを支援する。また行動制限による苦痛を強いることは、利用者

　本人の尊厳を優してしまうことを十分に理解し、家族等から身体拘束を希望されても、それをそのまま受け入れるのではなく、利用者本人にとって居心地のいい環境・ケアを創り上げる

　ため、家族等と一緒に考える姿勢を持つ。

〈緊急やむを得ない場合とは〉

　利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない介護を実施することが原則となっている。しかしながら、以下の３つの要件すべてを満たす状態にある

場合は、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

・切 迫 性　：　利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

・非代替性　：　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

・一 時 性　：　身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

〈緊急やむを得ず身体拘束を行う場合〉

　サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体の保護する

　ための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を選択する場合は、担当のスタッフ個人の判断

　でなく、身体拘束禁止委員会にて十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも

　拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の３つすべての要件を満た

　した場合のみ、本人・家族等への説明同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その

　状況についての経過記録の整備を行い、早期に拘束を解除できるように代替介護を検討し

　実際に身体拘束を一時的に解除して状態観察するなど努力する。

〈記録と再検討〉

　法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その態様

　および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

　また、上記記録に基づき集計、分析等を行い、早期解除に向けて拘束の必要性や方法を

　カンファレンスや身体拘束廃止委員会で再検討する。なお、その記録は５年間保存する。

〈拘束の解除〉

　記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合、速やかに身体拘束を

　解除し、本人・家族等へ報告する。

〈研修〉

　身体拘束廃止委員会は、本指針に基づいた研修プログラムを作成し、研修を年２回以上

　および必要に応じ、介護職員およびその他スタッフに対して行うものとする。

　これら研修の実施内容について記録を残すこととする。

〈当該指針の閲覧に関する基本方針〉

　本指針は、事業所内掲示により利用者又は家族等が閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和　６　年　４　月　１　日から施行する。